

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第7号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について
提 案 理 由	次のとおり教育委員会事務局において必要な組織改正等を行うため、所要の改正を行うものである。 (1) 学校群の体制構築等の学校支援業務を円滑に推進するため、学校改革推進室を総務部から学校教育部に移管するため。 (2) 堺市学校給食センターを設置するため。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 学校改革推進室を総務部から学校教育部に移管するもの (2) 学校給食課の係を管理係、給食経理係、第1学校給食センター及び第2学校給食センターとし分掌事務の整備を行うもの (3) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和7年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第7号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則について、次のとおり改正する。

令和7年3月日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

「第1学校給食センター

第2条第4項中「堺市駅前分館」を第2学校給食センター に改める。

堺市駅前分館 」

第4条第2項中第4号を第6号とし、第2号及び第3号を2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 第1学校給食センター 学校給食課
- (2) 第2学校給食センター 学校給食課

第6条第1項中「係相当機関にあつては分館長」を「図書館分館にあつては分館長、学校給食センターにあつてはセンター長」に改める。

別表第1 総務部学校改革推進室の分掌事務を定める部分を削り、同表学校教育部教育課程課の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

学校改革推進室

- (1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。
- (2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

別表第1 学校管理部学校給食課の分掌事務を次のように改める。

学校給食課

- (1) 学校給食の計画及び実施に関すること。
- (2) 学校給食を活用した食育の推進に関すること。
- (3) 学童を主体とする集団下痢症の補償に関すること。
- (4) （公財）堺市学校給食協会の指導及び調整に関すること。

管理係

- (1) 学校給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
- (2) 学校給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の用に供する物品の整備に関すること。
- (4) 学校給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食経理係

- (1) 学校給食費の徴収等に関すること。
- (2) 学校給食費の滞納整理に関すること。

第1学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に関すること。
- (2) （公財）堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連絡及び調整に関する

こと。

第2 学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に関すること。
- (2) (公財) 堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連絡及び調整に関すること。

別表第2中「管理係」を削り、「第6号から第8号まで」を「第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第1に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事、指導主事その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、参事、指導主事その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

左欄 (旧組織)		右欄 (新組織)	
総務部	学校改革推進室	学校教育部	学校改革推進室

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 1～3（略）</p> <p>4 教育機関に置く組織で係に準ずるもの（以下「係相当機関」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>堺市駅前分館</p> <p>東百舌鳥分館</p> <p>初芝分館</p> <p>梅分館</p> <p>美木多分館</p> <p>5・6（略）</p> <p>（教育機関の所管組織等）</p> <p>第4条 1（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる係相当機関は、それぞれ当該各号に定める課（課相当機関を含む。）の所管とする。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 1～3（略）</p> <p>4 教育機関に置く組織で係に準ずるもの（以下「係相当機関」という。）は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1 学校給食センター</u></p> <p><u>第2 学校給食センター</u></p> <p>堺市駅前分館</p> <p>東百舌鳥分館</p> <p>初芝分館</p> <p>梅分館</p> <p>美木多分館</p> <p>5・6（略）</p> <p>（教育機関の所管組織等）</p> <p>第4条 1（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる係相当機関は、それぞれ当該各号に定める課（課相当機関を含む。）の所管とする。</p> <p><u>(1) 第1 学校給食センター 学校給食課</u></p> <p><u>(2) 第2 学校給食センター 学校給食課</u></p>

(1) 堺市駅前分館 中央図書館総務課

(2) 東百舌鳥分館 中図書館

(3) 初芝分館 東図書館

(4) 梅分館及び美木多分館 南図書館

(内部組織の長等)

第6条 法律に特別の定めがある場合を除くほか、部（部相当機関を含む。以下同じ。）に部長（教育センターにあつては所長、中央図書館にあつては館長。以下同じ。）を、課（課相当機関及び課相当の室を含む。以下同じ。）に課長（課相当機関にあつては館長、課相当の室にあつては室長。以下同じ。）を、係（係相当機関を含む。以下同じ。）に係長（係相当機関にあつては分館長。以下同じ。）を置く。

2～8 (略)

別表第1（第3条関係）

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。

(3) 堺市駅前分館 中央図書館総務課

(4) 東百舌鳥分館 中図書館

(5) 初芝分館 東図書館

(6) 梅分館及び美木多分館 南図書館

(内部組織の長等)

第6条 法律に特別の定めがある場合を除くほか、部（部相当機関を含む。以下同じ。）に部長（教育センターにあつては所長、中央図書館にあつては館長。以下同じ。）を、課（課相当機関及び課相当の室を含む。以下同じ。）に課長（課相当機関にあつては館長、課相当の室にあつては室長。以下同じ。）を、係（係相当機関を含む。以下同じ。）に係長（図書館分館にあつては分館長、学校給食センターにあつてはセンター長。以下同じ。）を置く。

2～8 (略)

別表第1（第3条関係）

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。

- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関する事。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関する事。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の受発及び配付に関する事。
- (3) 事務局等の組織に関する事。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関する事。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関する事。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関する事。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関する事。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関する事。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関する事。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しない事。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関する事。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関する事。

- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関する事。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関する事。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の受発及び配付に関する事。
- (3) 事務局等の組織に関する事。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関する事。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関する事。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関する事。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関する事。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関する事。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関する事。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しない事。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関する事。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関する事。

- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

学校改革推進室

- (1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。
- (2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

(略)

学校教育部

- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

(削る)

(略)

学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関する事。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関する事。

学校保健体育課

- (1) いじめ重大事態調査委員会に関する事。

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

保健係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。
- (2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。
- (4) 学校結核対策委員会に関する事。
- (5) 学校環境衛生に関する事。
- (6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関する事。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関する事。

- (1) 学校における危機管理の総括に関する事。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関する事。

学校保健体育課

- (1) いじめ重大事態調査委員会に関する事。

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

保健係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。
- (2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。
- (4) 学校結核対策委員会に関する事。
- (5) 学校環境衛生に関する事。
- (6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関する事。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関する事。

体育係

- (1) 学校体育等に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 児童及び生徒の体力向上に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 部活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 部活動の地域連携・地域移行に関すること。

教育課程課

- (1) 学校運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 学校の教育課程の編成、学校評価に関すること。
- (3) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 学校における進路指導に関すること。
- (5) 教科用図書の採択事務及び学校における教材の取扱いに関すること。
- (6) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (7) 幼稚園児及び高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。
- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

(追加)

体育係

- (1) 学校体育等に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 児童及び生徒の体力向上に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 部活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 部活動の地域連携・地域移行に関すること。

教育課程課

- (1) 学校運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 学校の教育課程の編成、学校評価に関すること。
- (3) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 学校における進路指導に関すること。
- (5) 教科用図書の採択事務及び学校における教材の取扱いに関すること。
- (6) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (7) 幼稚園児及び高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。
- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

学校改革推進室

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 就学支援委員会に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。
- (3) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。
- (5) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に関すること。
- (2) 人権教育の推進に関すること。

(1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。

(2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 就学支援委員会に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。
- (3) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。
- (5) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に関すること。
- (2) 人権教育の推進に関すること。

- (3) 人権教育の指導及び助言に関する事。
- (4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。

(略)

学校管理部

学務課

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関する事。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関する事。
- (4) 教科書の無償給与に関する事。
- (5) 学校基本調査に関する事。
- (6) 学校施設の適正配置に関する事。
- (7) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- (2) 奨学金の交付に関する事。
- (3) 修学奨励に関する事。
- (4) 授業料等及び保育料に関する事。
- (5) 堺市奨学等基金に関する事。

学校給食課

- (3) 人権教育の指導及び助言に関する事。
- (4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。

(略)

学校管理部

学務課

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関する事。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関する事。
- (4) 教科書の無償給与に関する事。
- (5) 学校基本調査に関する事。
- (6) 学校施設の適正配置に関する事。
- (7) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- (2) 奨学金の交付に関する事。
- (3) 修学奨励に関する事。
- (4) 授業料等及び保育料に関する事。
- (5) 堺市奨学等基金に関する事。

学校給食課

(追加)

管理係

(1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関するこ
と。

(2) 給食施設の計画及び整備に関すること。

(追加)

(3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関するこ
と。

(4) 給食業務に係る研修に関すること。

(5) 学校給食費の徴収等に関すること。

(6) 学童を主体とする集団下痢症の補償(以下「補償」という。)に
関すること。

(7) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。

(8) 補償金の支払い事務に関すること。

(9) 課内の他の係の所管に属しないこと。

(追加)

(1) 学校給食の計画及び実施に関すること。

(2) 学校給食を活用した食育の推進に関すること。

(3) 学童を主体とする集団下痢症の補償に関すること。

(4) (公財) 堺市学校給食協会の指導及び調整に関すること。

管理係

(1) 学校給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関す
ること。

(2) 学校給食施設の計画及び整備に関すること。

(3) 学校給食の用に供する物品の整備に関すること。

(4) 学校給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関する
こと。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食経理係

(1) 学校給食費の徴収等に関すること。

(2) 学校給食費の滞納整理に関すること。

(追加)

(追加)

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) (公財) 堺市学校給食協会に関すること。

学校管理課

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関する
こと。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

第1学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に
関すること。
- (2) (公財) 堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連
絡及び調整に関すること。

第2学校給食センター

- (1) 学校給食の献立作成、調理指導の総合調整及び衛生管理に
関すること。
- (2) (公財) 堺市学校給食協会その他学校給食関係団体との連
絡及び調整に関すること。

(削る)

学校管理課

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関する
こと。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関すること。
- (6) 学校施設の跡地に関すること（学校施設課の所管に属するものを除く。）。

学校施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。
- (3) 学校施設台帳に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設（学校施設の跡地を含む。）の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関すること。
- (6) 学校施設の跡地に関すること（学校施設課の所管に属するものを除く。）。

学校施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。
- (3) 学校施設台帳に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設（学校施設の跡地を含む。）の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

(略)

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課 <u>管理</u> 係の分掌事務を定める部分第6号から第8号までに掲げる事務	1人

(略)

別表第2 (第6条関係)

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課の分掌事務を定める部分第3号に掲げる事務	1人